

平成28年(モ)4061号 保全異議申立事件

(基本事件:平成28年(ヨ)16号 相模原支部 仮処分命令申立事件)

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 宮部龍彦

2016年1月5日

### 準備書面4

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債権者ら代理人弁護士 河村 健



同 山本 志



同 指宿 昭



同 中井 雅



本準備書面においては、①ウェブサイト管理者について、②Tor(トーア)について、及び、③部落解放同盟関係人物一覧が削除された日について補充主張する。

## 第1 ウェブサイト管理者について

### 1 whois 情報について

債務者は、ウェブサイト「同和地区 Wiki」（「同和地区. みんな」）のウェブサイトを運営・管理していないと主張する（答弁書22頁等）。

しかし、本件「同和地区. みんな」の whois 情報（疎甲22）を見れば、債務者がウェブサイト「同和地区 Wiki」（ドメイン「同和地区. みんな」）のウェブサイト管理者であることは明白である。

whois 情報（疎甲22）には、「registrant name（ドメイン登録者名）」も「registrant organization（ドメイン登録組織）」も「Tatsuhiko Miyabe」と債務者の氏名が記載され、登録者の住所、電話番号についても債務者が答弁書等で表示しているものが記載されている。「Admin name（ドメイン管理者）」にも「Tech name（技術担当者名）」にも同じく、債務者の氏名、住所、電話番号が記載されている。

このように債務者が、「同和地区 Wiki」（ドメイン「同和地区. みんな」）のウェブサイト管理者であることは明白である。

なお、裁判実務上は、当然に、ウェブサイト管理者が誰かを疎明・証明するには whois 情報が記載された疎明資料・書証で十分だとされている。

### 2 Wikipedia と同様との主張について

債務者は、「同和地区. みんな」（ウェブサイト「同和地区 Wiki」）が、不特定多数者が書き込むことができる Wikipedia と同様のものであるから責任を負わないかのような主張をしているが、理解に苦しむ。

債務者が運営管理している「同和地区 Wiki」（ドメイン「同和地区. みんな」）は、前記 whois 情報からも明らかなように個人運営のホームページである。その内容を見ても、ある程度の情報量があるものの、それは

Wikipedia と比べれば、比較にならないほど少量の情報量である。すなわち、形式的にも実質的にも「同和地区 Wiki」（ドメイン「同和地区. みんな」）、債務者が個人的に管理運営しているホームページであり、債務者の「Wikipedia と同様」などという主張は、民事責任を免れるための口実に過ぎない。

仮に Wikipedia と同様であったとしても、Wikipedia も権利侵害情報の削除義務を負うし、場合によっては損害賠償責任も負う。インターネット上の表現についても、新聞テレビ等のメディアでの表現または私人による公衆の面前での表現などインターネット以外での表現と同様に、準拠法の問題を除けば、当然に民法、刑法等の実体法規の適用がある。したがって、Wikipedia と同様であったとしても、債務者は「同和地区 Wiki」（ドメイン「同和地区. みんな」）内の権利侵害情報の削除義務や損害賠償責任を負うのである。

また、債権者らが準備書面 3 等で主張・疎明してきたように、「同和地区 Wiki」（ドメイン「同和地区. みんな」）内の記事内容も債務者が中心になって作成したものである。そうすると、仮に Wikipedia と同様であったとしても、記事内容を債務者が中心になって作成しているのだから、債務者が権利侵害情報の削除義務や損害賠償責任を負うのは当然である。

## 第 2 Tor（トーア）について

### 1 Tor（トーア）とは

準備書面 2 で述べたように、Tor（トーア 英語: The Onion Router）とは、IP アドレスを相手に知られることなくインターネットに接続したり、メールを送信したりできる匿名の通信システムである。

Tor は使用者のコンピュータ、これにインストールする専用ソフトウ

エア及びインターネット網に存在するリレーサーバから構成されている。リレーサーバはP2P技術を応用して発信元のコンピュータから送信先のコンピュータまでの通信を中継するネットワークを構成している。一般的な通信の場合には、発信元のコンピュータと送信先のコンピュータとの間で直接通信が行われるのに対し、Torを利用した通信の場合は、発信元コンピュータから世界中のインターネット上にあるリレーサーバのうち任意の3台を経由して、送信先のコンピュータと通信が行われる（疎明甲36図1）。このとき、送信先のコンピュータには最後に経由したリレーサーバと通信が行われたという記録は残るものの、経由した各リレーサーバは当該通信に係る記録を残さないように設計されており、また、通信経路のうち最後に経由したリレーサーバと送信先のコンピュータを除いて、発信元コンピュータとリレーサーバ間及び経由したリレーサーバ間の通信は全て暗号化される。これらの仕組みによりTorは送信先側のコンピュータに残る通信に係る記録から直接経路をたどって発信元を特定することを困難にしている。

## 2 Torの悪用例

日本においては、2012年のパソコン遠隔操作事件の発生を受け、Torの存在がマスコミにより連日報道された。ここ数年、Torを悪用した犯罪行為が発生しており、殺人予告やオンラインバンキング等への不正アクセス、2010年の警視庁国際テロ捜査情報流出事件でも使用が確認されている。（疎明甲36・38）

## 3 警視庁の見解

警察庁の有識者会議は、2013年4月18日の報告書において「国内外でTorが悪用され犯罪に使われている状況を鑑みるに、対策が必要」と

して、末端となる Tor ノードの IP アドレスからアクセスがあった場合には通信を遮断するよう、国内のウェブサイト管理者に自主的な取り組みを要請する構えを見せている。(疎甲 36・37・38)

また、警視庁サイバー対策課の下に設置された総合セキュリティ対策会議の報告書(疎甲 36)や議事録(疎甲 37)では、次のように報告されている。

「サイバー犯罪捜査においては、被害に係るコンピュータ端末等から得られる通信に係る記録を基に発信先を事後的に追跡することとなるが、高度匿名化技術はこの事後追跡を困難にするという点において極めて大きな障害となっている。」(疎甲 36)

「Tor について諸外国で共通しているのは、Tor が悪用された場合には通信履歴の追跡によって犯人を特定することは困難だということです。他方で、それに対する取組は各国ばらばらです。サイバー犯罪が国境を越えて行われることを考えれば、理想的には、世界中の関係国で同じ認識で対応していくことが望ましいのですが、各国との協調を待っていたのでは、現実に Tor が犯罪に悪用されている状況に対して効果的な手が打てないのではないかというのが出発点です。そこで、事業者側の自主的な取組ということで、日本国内の事情に照らして Tor を使う必然性や必要性があまりないという前提に立てるのであれば、日本国内においては Tor からのアクセスを制限するという手法が犯罪の抑止という観点から有効ではないか、という形の提言には意味があると事務局としては考えております。」(疎甲 37)

つまり、Tor を使用してインターネット上で名誉毀損等の犯罪を行ったとしても、捜査の専門集団である警察ですら、「事後追跡を困難にするという点において極めて大きな障害」と述べ、Tor の使用禁止を求めるほど、犯人の特定が困難だということである。

#### 4 小括

このように Tor は匿名での犯罪に利用され、捜査の専門集団である警察ですら Tor を使用されると犯人特定が困難と言われるほど Tor の匿名性は高いのである。そうすると、私人が、インターネット上での権利侵害の被害回復のために削除請求や損害賠償請求などの民事的措置を探ろうとする場合に、当該ウェブサイトへのアクセスが Tor を使用しなければできないようになっていけば、もはや記事の投稿者すなわち請求の相手方を特定することは不可能である。ウェブサイト管理者ではなく、記事投稿者を特定しなければ、被害回復できないとすると、被害者としては被害回復の途が閉ざされることになる。

そうすると、債務者が、「同和地区 Wiki」メインページにおいて「編集者は、Tor を導入の上、以下のアドレスからアクセスすることを要します。Tor なしでの編集はできません。Tor の使用は読者・編集者を保護するためのもので、サーバーを保護することを目的としていません。」(疎甲 33) と述べ、投稿者の特定ができないようにしているのは、極めて悪質である。仮に、債務者が述べるように債務者自らが書き込みをしていないものだとしても、匿名の投稿しかできない環境を作出し、人権侵害行為、犯罪行為を煽っている。

なお、債務者は、検閲が行われている諸国で市民の人権を守るために使われているため危険ではないなどと、本件訴訟物を理解しただけでなく、債務者が発する差別情報による「被害」を顧みない主張をしているが、本件で問題としている名誉権侵害、プライバシー権侵害等であり、表現の自由が内在的制約を受ける場面である。すなわち、債務者の表現は、比較衡量をするまでもなく、憲法 21 条 1 項の「表現」とは認められないものであり、「検閲」とは無関係である。債務者が Tor を用い

て、投稿者を匿名にした状態で、債権者らの権利を侵害する情報を発信し続けているのは極めて「危険」である。

### 第3 部落解放同盟関係人物一覧が削除された日について

債務者は、2016年12月15日の審尋期日において、部落解放同盟関係人物一覧を、仮処分決定到達前に消去した旨述べた。また、債務者は、2016年12月30日、債務者のツイッターにおいても「人物一覧については、申し立ての段階で、私が呼びかけて現に消えているのでね。」(疎甲39)と発言している。

しかし、これらの発言は、責任を逃れるための後付けの嘘である。

債務者が代表を務める示現舎のウェブサイトには、2016年4月20日付で、「昨日、横浜地裁相模原支部の仮処分決定が届きました。決定の内容はこちらです。おそらく今度は間接強制がかけられるので、『同和地区.みんな』ドメイン及び筆者が対処可能なサイトは別サイトに転送しておきました。」と述べる債務者の投稿がある(疎甲30)。この記事の記載からすれば、債務者が横浜地裁相模原支部の仮処分決定を受けた後、間接強制をかけられるのをおそれて、「同和地区.みんな」ドメインを含む債務者が対処可能なサイトは削除し、別サイトに転送したことが認められる。

そして、現に債務者は、横浜地裁相模原支部 平成28年(ワ)8号 間接強制申立事件の意見書(疎甲31)においても「仮処分決定正本の到達日に、全ての債務を履行済みである」と述べている。そうすると、債務者は、「仮処分決定」すなわち原決定後に「同和地区.みんな」のウェブサイト削除したことになる。

したがって、原決定時において「同和地区 Wiki」内に別紙目録3が掲載されていたといえる。

このように債務者は審尋期日においても、平然と虚偽の供述をするのであり、債務者の主張の信用性は著しく低い。

以 上



平成28年(モ)4061号 保全異議申立事件

(基本事件:平成28年(ヨ)16号 相模原支部 仮処分命令申立事件)

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 宮部龍彦

## 証拠説明書(甲36~甲45)

2016年1月5日

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債権者ら代理人弁護士 河村 健

同 山本 志都

同 指宿 昭

同 中井 雅



頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

### 記

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
36	報告書 (新たなサイバー犯罪に関する課題と今後の対策について)	写 2013年3月	警視庁サイバー対策課総合セキュリティ対策会議	Torの匿名性の高さ等その意味内容の説明。 Torの悪用例やTorの危険性等Torの問題点。	
37	会議発言要旨 (第3回)	写 2013年 1月31日	同上	同上。	
38	Tor	写 2017年 1月5日	Wikipedia	同上。	
39	ツイッター	写 2016年 12月30日	債務者	債務者が2016年12月30日に「人物一覧については、申し立ての段階で、私が呼びかけて現に消えているのでね。」と発言していること。	

40 -1	新聞記事	写	2005年 4月7日	神戸新聞	2005年に発覚した兵庫県、大阪府の行政書士による不正取得事件の存在と内容。
40 -2	新聞記事	写	2005年 6月9日	同上	
40 -3	新聞記事	写	2005年 11月14日	同上	
40 -4	新聞記事	写	2005年 6月22日	同上	
41	新聞記事	写	2005年 4月9日	神戸新聞	2005年に発覚した京都府の司法書士による不正取得事件の存在と内容。
42	新聞記事	写	2006年 2月9日	毎日新聞	2006年に逮捕された名古屋の興信所による不正取得事件の存在と内容。
43	新聞記事	写	2007年 8月11日	伊勢新聞	2007年8月に発覚した三重県の行政書士による不正取得事件の存在と内容。
44 -1	新聞記事	写	2007年 12月19日	朝日新聞	2007年12月に発覚した大阪府の探偵業者による不正取得事件の存在と内容。
44 -2	新聞記事	写		読売新聞 毎日新聞	
45	新聞記事	写	2011年 12月28日	朝日新聞	2011年に発覚したプライム事件の存在と内容。